



「民法典」が企業に与える影響について---契約編（中）

今回の「民法典」契約編は現行の「契約法」を改訂し、多くの基本理論を充実させたが、債権法を確立していないため、債権に関する一部の基本規定を契約編に包摂した。

契約制度は市場経済の基本法制度である。本稿では改訂後の通則を切口として、企業に与える影響を簡単に説明する。

1. 予約契約規定の確立

予約契約は、今まで司法解釈の形で売買契約について規定した。今回予約契約を民法に定める全ての種類の契約に広げ、法律の形に格上げした。

法律原文：

第 495 条 将来の一定の期間内に契約を締結する購入書、注文書、予約書等は、予約契約となる。当事者が予約契約で約束した契約義務を履行しない場合、相手側はその当事者に予約契約の違約責任を追及できる。

企業への助言：

予約契約を民法典に組み入れたため、予約契約の効力が正式に確立された。企業は契約を履行する意識をもって意向書、購入書等の書類に署名しなければならない。違約した場合、その責任を負わなければならない。

2. 雛形条項の更なる明確化

契約の締結コストを減らし、効率を向上するために、雛形条項はよく利用され



ている。一般的には、雛形条項は作成者にとって有利であると考えられる。公平のために、法的保護は雛形条項を受け入れる側に傾斜している。

法律原文：

第 496 条雛形条項は、重複使用を予定し、相手側との協議を経ずに作成しておいた契約条項である。

雛形条項を利用する場合、その提供側は公平を原則に、当事者の間の権利及び義務を定め、合理的な方式で相手側に責任の免除及び軽減等、相手側に重大な関係がある条項について注意を提起し、相手の求めに応じて、説明しなければならない。雛形規定で提供側が注意喚起及び説明義務を履行せず、相手側が重大な関係がある条項を看過したり、理解していない場合、相手側は当該条項が契約内容とはならないと主張できる。

企業への助言：

雛形条項に該当するような場面を新設したうえ、提供側による雛形規定の説明及び解釈義務を相手側が注意・理解する程度までに重くした。契約締結時に、紛争の起きた場合雛形条項の適用が排除されることのないよう、状況に合わせて、詳細な説明と文字の注記を行った方が望ましい。

3. 契約の効力

審査を必要とする契約条項の効力に関して、最高法院による外資企業紛争に関する司法解釈の基本立場を踏襲し、同条項を他の条項と区別して扱う。それにより、権利と義務をより明確にした。



法律原文（抜粋）：

第 502 条 法律、行政法規の規定によって、許認可等の手続きを行わなければならない契約は関連規定による。許認可の手続きを経ていないため、契約の発効に影響を及ぼした場合、契約における許認可申請などの義務条項及び関連条項の効力は影響を受けない。許認可申請手続き義務を履行していない当事者は相手側の請求に応じて、当該義務に関する責任を追わなければならない。

企業への助言：

許認可事項は外資企業の方に多い。許認可申請義務がある場合、その手続きを経ていなければ、契約そのものの効力に影響を及ぼすが、紛争解決条項は影響を受けない。義務を履行しない場合は違約責任を負わなければならない。

本稿は当所弁護士の勉強の心得であり、具体的な事件に関する法律意見ではない。

A&Z Law Firm

20 Floors, 2001-2002 Building 2, Jing'an Kerry Center

1539 Nanjing West Road,

Shanghai, 200040 P.R.China

Tel.: +86-21-5466-5477

Fax: +86-21-5466-5977

■Shanghai ■Dalian ■Beijing ■Wuhan ■Tokyo

Wechat ID: ligeHello

Wechat ID: laodonghegui



里格律师事务所
A&Z LAW FIRM

